

**「未利用口座管理手数料」の新設ならびに
 残高1万円未満の普通預金等解約手続きにおける「印鑑不要化」について**

平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび当金庫では、長期間利用されていない預金口座の不正利用による被害を防止するため、令和3年4月1日（木）以降に新規開設いただく普通預金等の口座を対象に「未利用口座管理手数料」を導入させていただきます。あわせて、対象口座の残高が同手数料に満たない場合に自動解約となる取扱いを開始するとともに、残高が1万円未満の普通預金等の口座解約手続きにおける「印鑑不要化」を実施します。

当金庫では、今後もより一層のサービス向上に努めてまいりますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 「未利用口座管理手数料」について

対 象 口 座	令和3年4月1日（木）以降に新規開設いただく普通預金（総合口座・無利息型普通預金口座を含む）および貯蓄預金のうち、お預け入れ（当該口座の利息の元本への組入れを除く）やお引き出し（本手数料の引き落としを除く）、口座振替等の利用が <u>2年以上ない口座が対象となります</u> 。 ただし、以下のいずれかに該当する口座は対象外です。 ・当該口座の残高が1万円以上ある場合 ・当該口座と同一支店にてお借入がある場合（カードローン契約を含む） ・当該口座と同一支店にて定期預金、定期積金、国債、保険、投資信託等のお取引がある場合
手 数 料 金 額	年間1,320円（税込）
未利用口座に 対する取扱い	・上記の対象口座となった場合、事前に当金庫へお届けのご住所宛に文書にてご案内いたします（ご案内が延着または到達しなかったときでも、通常到達すべき時に到達したものとみなします）。 ・ご案内後、一定期間（約3ヶ月）を経過してもお取引がない場合、本手数料を引き落としさせていただきます。 ・残高不足により本手数料の引き落としができなかった場合、残高全額を引き落とし、当該口座を自動的に解約させていただきます。

2. 残高1万円未満の普通預金等解約手続きにおける「印鑑不要化」について

令和3年4月1日（木）より、個人のお客さまが残高1万円未満の普通預金（総合口座を含む）および貯蓄預金の口座解約手続きをされる場合、運転免許証などの顔写真付き本人確認資料をご提示いただくことで解約できることとし、お客さまの手続きの簡素化を図ります。

以 上